

南丹市地域公共交通会議
議 事 録

南丹市地域公共交通会議事務局
(南丹市地域振興部地域振興課)

南丹市地域公共交通会議（令和4年10月13日開催）議事録

1. 招集年月日 令和4年9月15日（木）
2. 開催年月日 令和4年10月13日（木） 15時00分～16時30分
3. 開催場所 南丹市園部文化会館「アスエル園部」3階大研修室
4. 委員の総数及び出席者数並びにその氏名
 - (1) 委員の総数 22名
 - (2) 出席者数 17名
 - (3) 出席した委員の氏名 別紙出欠状況のとおり
5. 議事の経過の要領及び議事別の議事事項

司会者	<p>定刻となりましたので、令和4年度第一回南丹市地域公共交通会議を開催させていただきます。</p> <p>皆様方におかれましては、大変お忙しい中、本会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の会議の進行をさせていただきます市役所の地域振興部長の平井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>初めに、関係団体や事業所から推薦いただいている委員の方々の変更に伴い今回新たに委員としてご就任いただく5名の皆様をご紹介させていただきます。</p> <p>南丹市 PTA 連絡協議会 青木 由利加 委員です。</p> <p>近畿運輸局京都運輸支局 主席運輸企画専門官 木原 健太 委員です。</p> <p>京都府南丹土木事務所 施設保全課長 中西 正樹 委員です。</p> <p>南丹警察署 交通課長 石田 伸一郎 委員です。</p> <p>京都府南丹広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課長 平 康夫 委員です。</p> <p>それでは、以上の皆様を代表して、 青木委員様に委嘱状の交付をさせていただきますので、正面へお進みく</p>
-----	--

	<p>ださい。</p> <p>(委嘱状交付)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>他の委員の皆様には、失礼ですが、時間の都合上机の上に委嘱状を置いておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、本日、八木町地域選出 橋本委員様、南丹市女性会 川勝委員様、シルバー人材センター 森委員様、南丹土木事務所施設保全課長 中西委員様から、欠席の連絡をいただいております。</p> <p>それでは、開会に当たりまして西村市長からご挨拶を申し上げます。</p>
西村市長	<p>皆様こんにちは。それぞれ皆様お忙しい中、南丹市地域公共交通会議にお集まりをいただき誠にありがとうございます。先ほど、新たに5名の委員の皆さまに委嘱状を交付をさせていただきました。お世話になりますがどうぞよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>さて、本市のいろいろな大きな課題がございますが、その中で一番大きな課題のひとつは、移動手段をこの広い南丹市域の中でどのように確保していくかという課題でございます。本市の場合は公共交通のインフラ、特に鉄道でございますとか、あるいは縦貫道とかそういうものが市の南西のほうに偏っております。遠いところでは園部中心部まで1時間かかる、そんな地域もございますし、さらには山間部ですので道路が入り組んでいるので、非常にいろんな意味で公共交通網をつくっていくうえでは難しい面もございます。そうした中で今日まで市営バスやデマンドバス、福祉有償運送や、民間の路線バスやタクシー、そのような様々な交通手段を使いながら市民の皆さんの移動をお世話になっているところでございますが、特に高齢世帯が増えてきた、あるいは高齢の独居のご家庭も増えてきています。昔でしたら3世代の家族などで必要があれば家族が送り届けるとか移動をお手伝いする、そんなことも可能でありましたが、それが出来ない、さらには高齢になると免許証を返納しないと危ないということで、交通手段を持たない方が大変増えていると、現状ではそのようになっております。そうした中で誰もが不便のないように買い物とか病院に行くとか、友達とサークル活動を行うとかいろいろな用事があるわけです。皆さんのニーズはたくさんあるわけですが、それをなかなか満たすことが難しい中で最</p>

	<p>近では介護保険制度をうまく使いながら地域で独自に送迎体制をつくっておられるところもありますが、それは対象者が限られています。一定の介護の要件を満たさないと利用できないという状況もございます。さらには今無償で地域のボランティアとして、例えば買い物バスとかボランティア移送というようなことで計画を立ち上げようと取り組んでおられるところもありますが、地域の中で有償でとなると陸運局との協議や、地域の民間の事業者もございますし、なかなか自由にプランを作るということも難しい中で、公共交通機関なり民間の交通機関さらにはボランティアの皆さんとか地域の自治会などが中心になったという、実績のあった取り組みをうまく組み合わせながら、どのように南丹市域全体で移動の要件を確保していくのかということが大変必要になってきます。もちろん社協での有償運送などもずいぶん登録いただいておりますが、いつも使えるわけではございません。それからスクールバスなども多く走っておりますが、これも誰もが乗れるわけではなく、昼間走っているわけでもないという、いろんな限られた条件の中で持っている資源を最大限活かしながら、公的な、あるいは民間さらにはボランティアな取り組みなどをうまく盛り上げていながら、南丹市内の移動の方策についてご検討をいただきたいと思っております。大変難しい課題でございますし、財源的にもいくらかでも投入できる資金もないわけで、そんな中で限られた資金予算を有効に使いながらという点も大変重要になってくるところでございますし、そういう意味では難しいしんどい会議だと思われるかもしれませんが、しかしひとつひとつ現状を見ながらよりよい姿につくり変えていくそんな議論をお願いしたいと思います。終わりにになりましたが皆さんにはこれからお世話になりますが、ひとつよろしくお願いを申し上げます、簡単ではございますが私からの御礼、また、お願いのご挨拶にさせていただきます。</p>
司会者	<p>続きます、会長、副会長の選出に移らせていただきます。</p> <p>南丹市地域公共交通会議条例第5条により、会長は市長が指名し、副会長は会長が指名することとなっております。</p> <p>それでは、西村市長より会長の指名をお願いします。</p>
市長	<p>南丹市地域公共交通会議の会長につきましては、前田委員にお願いしたく存じます。</p> <p>どうぞよろしくお願いたします。</p>
司会者	<p>それでは前田委員、会長席へ移動をお願いします。</p>

	(会長着席)
会長	市長からの指名により会長に就任いたしました前田でございます。委員の皆さまのご支援、ご鞭撻をいただきながら、精一杯つとめさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
司会者	ありがとうございました。続きまして、前田会長より副会長の指名をお願いいたします。
会長	南丹市地域公共交通会議の副会長につきましては、日吉町地域からお世話になっております吉田委員にお願いできますでしょうか。
	(副会長着席)
副会長	会長からの指名により副会長に就任しました吉田でございます。何分不慣れなものでございますがよろしくお願いいたします。
司会者	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、南丹市地域公共交通会議の委員数22名に対して、本日の出席委員数は17名ですので、条例第6条第2項により本会議が成立していることを報告いたします。</p> <p>なお、本日代理出席していただいている方を紹介します。京阪京都交通株式会社 代表取締役社長 阪本委員の代理として町田課長に、京都府南丹広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課長 平委員の代理として押坂主事に、南丹市教育委員会 木村教育長の代理として、山内教育次長にお世話になっております。</p> <p>それでは、条例第6条第1項により、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>協議事項「公共交通空白地有償運送の更新登録について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>公共交通空白地有償運送と次にあります福祉有償運送の担当をしております、高齢福祉課長野と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>公共交通空白地有償運送の更新について説明させていただきたいと思っております。資料1をご覧ください。また資料2の後ろに令和3年度南丹市福祉有償についてということで資料を付けさせていただいております。その5ページ以降に登録人数等細かい人数も載っておりますのでご参考いただければと思います。</p> <p>まず、公共交通空白地有償運送ですけど、現在、有償運送の事業者としては、社会福祉法人南丹市社会福祉協議会が実施をしております。運送の区</p>

	<p>域につきましては日吉町及び美山町ということになっております。自動車数及びその種類につきましてはご覧いただいたように車イス車・セダン車・回転シート車ということで用意をさせていただいております、全部で16台で活動しております。旅客の範囲としては移動制限がある南丹市民であらかじめ登録したもの、運転手は34名。収受する対価といたしましては利用者の負担額として年間の保険料1名あたり1000円、利用料につきましては書いてあるとおり自宅から目的地を經由し自宅までの距離、目的地から往復の距離になります。20km以内であれば1回800円、それ以降20～60km、片道でいうと30kmまでになると1回1000円、それ以降につきましては20kgごと片道10kgごと延伸するたびに200円加算ということで負担額を頂いております。利用区域につきましては南丹市内・京丹波町内・亀岡市内・綾部市内・京都市右京区京北地内ということで移送先は、医療機関及び院外薬局に限定をさせていただいております。以上になります。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
	<p>(質疑応答)</p>
委員	<p>今回、有償運送の更新登録ということでいろいろ要件がおりなのはご承知だと思いますが、事故を起こしたかどうか非常に大きなポイントでございまして、大きな事故を起こされたことはございましてか。</p>
事務局	<p>事業者であります社会福祉協議会から事故等があった場合は報告が入るようになっておりますが、大きな人身事故等を起こしたということは今までのところ聞いてはいません。</p>
委員	<p>この他、トラブルとか聞かれていますか？</p>
事務局	<p>トラブルとして大きなもの、交通に関する大きなものは聞いておりません。利用者間でのトラブル、利用料金のお支払いが遅れるとかそういったことはありますけれど、他には大きなトラブルがあったとは聞いておりません。</p>
会長	<p>他に意見がないようですので、協議内容について、表決をお願いいたします。</p> <p>「公共交通空白地有償運送の更新登録について」は協議案のとおり合意することに異議ございませんでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
会長	<p>異議なしと認めます。</p>

	<p>よって、「公共交通空白地有償運送の更新登録について」は、合意されました。</p> <p>それでは、次に、「福祉有償運送の更新登録について」を協議します。事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして福祉有償運送になります。両方をひっくるめて南丹市内で外出支援サービスということで委託をして運営をさせていただいております。こちらにつきましては福祉有償運送、高齢者等生活支援事業分、これが先ほどの外出支援サービスの一体化したものだんですけど、園部・八木地内と子ども発達・療育支援事業分ということで発達支援センターの運営に関するものがございます。両方とも事業者としては南丹市社会福祉協議会です。運送の区域といたしましては高齢者等生活支援事業分が園部町・八木町。子ども発達・療育支援事業分につきましては南丹市全域ということで対応をしております。自動車台数ですけども全体では15台となっております。高齢者支援事業分につきましては先ほどと同様、車イス車・回転シート車・セダン車。子ども発達・療育支援事業分につきましては回転シート車・セダン車を利用させていただいております。旅客の範囲といたしましては高齢者等生活支援事業分につきましては、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者、介護保険法に規定する要支援認定・要介護認定を受けている者、その他身体不自由、内部障がい等障がいを有する者とさせていただきます。子ども発達・療育支援事業につきましては、児童発達支援事業を利用する児童のうち、南丹市内の保育所等に通所する児童ということになっております。運転手の数はそれぞれ25名と9名です。裏面が利用区域なり対価になります。高齢者等生活支援事業分につきましては先ほどの公共交通空白地と利用者負担額・利用区域は変わっておりません。子ども発達・療育支援事業分につきましては片道1回250円の料金をいただいております。ただし、市民税非課税世帯につきましては1回120円となっております。送迎先につきましては、市内の認定こども園・保育所・幼稚園から南丹市子育て発達支援センターとの間で運用をさせていただいております。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
	<p>(質疑応答)</p>
委員	<p>同様のことをお伺いします。</p> <p>やはり事故トラブルがないかどうかというのは、更新するか否かって</p>

	<p>いう重要なことをごさいますて、一応確認をさせていただきます。 事故ないしトラブルといったものはありましたでしょうか。</p>
事務局	<p>先ほどと同じ事業者にやっただいておりますので、大きな事故トラブル等はありません。また子どもの送迎につきましても大きな事故等があったという報告は聞いておりません。</p>
委員	<p>私の方からメールで一応お知らせをしておりますが念のためということで、10月から実は法令が変わっております。5台以上の車両をお使いになる事業所は今までの安全運転管理者ということで、講習受けたりあったんですけどもこれに加えて、今後2年に1回一般講習という講習を定期的に受けていただくことになっておりますので、また社協さんにはその旨お伝えいただくようにお願いします。</p>
委員	<p>もし事故トラブルがあった場合、全国的にも事故トラブルが実際にあると思うんですけども、そういう場合はどうなるんですか。</p>
委員（京都運輸支局）	<p>次回の登録の期限が短くなるんです。なにも問題のない方は3年なんですけど、大きい事故や死亡事故起こしたとかあれば2年短くなることがありますし、最悪登録をお断りすることも視野にはっております。</p>
委員	<p>実際に期限短くなったとする、サービスが停止された地域とかは？</p>
委員（京都運輸支局）	<p>今までは無いです。</p>
会長	<p>意見がないようですので、協議内容について、表決をお願いいたします。 「福祉有償運送の更新登録について」は協議案のとおり合意することに異議ございませんでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
会長	<p>異議なしと認めます。 よって、「福祉有償運送の更新登録について」は、合意されました。 それでは、次に、「南丹市デマンドバスの路線の更新について」を協議します。説明をお願いします。</p>
事務局	<p>地域振興課交通対策係の平井と申します。よろしくお願ひいたします。 資料は資料番号3番になります。八木地域のデマンドバスの路線についてです。1枚目が全体の路線図になっていますけども、美里・日置線と観音寺・屋賀線の2路線の変更になります。美里・日置線は青色の線で表している路線でして、このルートは園部駅西口から室河原・船枝・日置・池上などを通して八木駅を結ぶルートになっています。観音寺・屋賀線は八木</p>

	<p>駅・八木東部文化センター・屋賀上区集会所等を通るオレンジ色の線のルートです。資料をめぐっていただくと、まずは美里・日置線になりますけれども、そのルートに木村診療所前バス停を追加するものです。①番をご覧くださいと現在の路線としては青色のルートとしていますが、それに赤線の部分が新たに追加ルートになります。木村診療所を利用される方も多く、デマンドバスで診療所に行けないかというお声も聞いておりますので、今回の変更によって美里・日置線の沿線住民の方が木村診療所を利用いただけるようになります。この資料にありますとおり、①番と②番の2通りの案を準備しています。それは国道477号の整備工事の関係でありまして、②番の路線図の緑色に示している辺りになりますが、ここを工事をしていまして年度末に工事が完了する予定と聞いております。工事完了後は新しい道を通る②番のルート、それまでは①番のルートで運行したいと考えております。次に資料の裏面になります。③番観音寺・屋賀線は国道の整備が出来ましたら先ほどの②番と同じように赤線の部分を通るルートを考えています。以上で南丹市デマンドバスの路線変更の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
	<p>(質疑応答)</p>
委員	<p>許認可に関わりうる案件とお見受けしておりますが、何点かご確認させていただきたいのですが、ここを走っている会社さんは京都タクシーさんでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
委員	<p>走り方なんですけど、区域運行で取られましたか、それとも不定期路線でしょうか。</p>
事務局	<p>区域です。</p>
委員	<p>これがなぜ大事かという、走るルートというのが限定をされる許可の取り方をされているのかエリアでそこそこ自由に動くという取り方をされているのかで手順が全く変わるということで確認をさせていただきたい次第でございます。</p> <p>ルートの変更というのは走られる京都タクシーさんは承知されてますか。</p>
事務局	<p>内容については調整させていただいておりますので了解は得ています。細かいダイヤとかはこれからですけども。</p>
委員	<p>青字で今ある既存路線、この道中に停留所はございますか。</p>

事務局	はい。停留所ございます。
委員	勤労者福祉会館あたりでしょうか。
事務局	勤労者福祉会館にもございます。
委員	区域運行ということでしたら回り方、京都タクシーさんと相談をお願いします。 最終的には、②番を目指すということですね。
事務局	はい。工事完了後は②番のルートです。
委員	いつ頃のご予定ですか。
事務局	工事にもよりますが年度内完了ということですので、ルートの変更としましてはキリのいいところで4月から出来ればと思っています。
委員	私ども一度事務局に戻りまして確認をさせていただいていろいろ事務局にご連絡差し上げることもあるかもしれませんが、了解いたしました。
会長	ほかに意見がないようですので、協議内容について、表決をお願いいたします。 「南丹市デマンドバスの路線の更新について」は協議案のとおり合意することに異議ございませんでしょうか。
	(異議なしの声)
会長	異議なしと認めます。 よって、「南丹市デマンドバスの路線の更新について」は、合意されました。 それでは、次に、「バス停の名称変更と移設について」を協議します。 説明をお願いします。
事務局	資料4になります。まず南丹市営バスのバス停になりますが、日吉町の保育所が4年度から「ひよしこども園」となっておりますので、現在「中央保育所前」となっているものを「ひよしこども園前」とします。また他のバス停でも確認しましたところ同じく日吉町内になります興風保育所が長らく休所となっておりますので実態に合わせるかたちで「興風体育館前」に変更したいと思います。次にデマンドバスのバス停です。八木町内の施設の名称変更と移転に伴うものになりますが、「南丹病院前」を「京都中部総合医療センター前」、「JA 八木支店前」が今のところ移転前の旧の地点の方になっておりますのを「八木大堰橋東詰」に変更します。そして移転後の現在の JA 八木支店を「JA 八木支店前」にしたいと思います。以上がバス停の名称変更と移設についてになります。よろしくお願ひいたし

	ます。
会長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。
	(質疑応答)
委員	「JA 八木支店前」を「八木大堰橋東詰」に名前を変えるということ、新たに今の支店前に「JA 八木支店前」を新しく設置するという認識でよろしいでしょうか。
事務局	はい、そうです。
委員	このあたり、警察さんとかとお話されてますか。
事務局	警察とはまだ協議しておりません。
委員	そうなんです。停留所名を変えられるということがどうだってことではないんですが、ここを停留ポイントにしますよとかいうのは警察さんに一度ご相談をお願いしたいと思います。というのは、停めれない場所、物理的に停めれないってのはそうなんですけど、ここに停めたら明らかに危ないところがあったりします。そういうところに停留ポイントつけるというのは流石にまずいことがありますので、どこら辺にポイントをつけるかというのを予め警察とご協議をお願いしたい、協議のうえ警察のほうがいいですよとしたら特に大きい課題にはならないと思いますけども、まだ警察さんと話しをされてないということでしたのでさすがに一度お話をお願いしたいなと思っております。
事務局	承知いたしました。警察と進めさせていただきます。
会長	意見がないようですので、協議内容について、表決をお願いいたします。 「バス停の名称変更と移設について」は協議案のとおり合意することに異議ございませんでしょうか。
	(異議なしの声)
会長	異議なしと認めます。 よって、「バス停名称の変更について」は、合意されました。 協議事項は、以上となります。 次に、報告事項に移ります。 「南丹市地域公共交通会議条例の改正について」事務局から説明をお願いします。
事務局	資料5になります。条例の内容を表に記載していますが、表の左側は現在の内容、右側が改正後の内容になります。改正内容の主なものを説明さ

	<p>せていただきます。まず一点目ですが第3条の組織の部分になります。本会議の委員の構成メンバーを定めているところですが、この表でいう(10)番となっているところですが、公募委員の追加をするものです。南丹市では市民と行政との協働による市政を目指すということで、行政が作成する様々な計画などに市民の皆さんの意見が直接反映できるように委員の一般公募を推進しております。出来る限り公共交通の利用者の皆さんにも判断をしていただけるような体制づくりをおこなっていきたくと考えております。次に二点目は、第4条の委員の任期についてです。現在は委員の任期は2年とするとありまして、ちょうど2年間となっているんですが、今の委員の皆さんの任期が令和5年8月31日となっております。皆さまの団体や組織でも人事異動や役員交代等が4月1日にされる場合がほとんどであると思いますので、そのタイミングに合わせて4月から3月までの任期にさせていただきたいと考えています。次に第4条の第2項、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の在任期間にするという内容で、1項、2項で補欠委員の任期に関する記載をわけて整理をしています。次に第5条でも会長と副会長の選出に関するものです。会長は市長が指名し、副会長は会長が指名するというものを会長及び副会長は委員の互選により定めるとして、指名ではなく民主的といいますか、そういった手法となるように変更をしていきたくと思います。また第5条の第4項には副会長の職務内容を整理をした記載をしております。以上が改正の内容になります。条例改正の手続きとしましては議会の方にお諮りをして承認をいただきますが、このような内容で改正をしていきたくと考えておりますので事前に皆さまのご意見をお伺いできればと考えております。よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
	<p>(質疑応答なし)</p>
会長	<p>ありがとうございました。 それでは、次の項目に移ります。「山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通計画の更新について」、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>資料6になります。この計画は綾部市・京丹波町・南丹市の3つの市町を計画区域としましてJR山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通計画を策定をしております。JR山陰本線を軸として園部から綾部間の沿線地域の公共交通の活性化に繋がる取組みを行い、駅のにぎわい創出や交通ネットワークの利便性向上による活性化を目指すもので令和4年度から8年度</p>

	<p>までの5年間の計画とし、地域の公共交通のマスタープランとしての位置付けになります。資料は計画の概要版といいますか、日常生活交通に関する課題や観光交流交通に関する課題の整理、その課題に対応した基本方針の掲載をしています。細かい内容については資料によりご確認をいただければと思います。簡単ですが説明とさせていただきます。</p>
会長	<p>ただいまの報告について、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
	<p>(質疑応答なし)</p>
会長	<p>ありがとうございました。 続いて、「南丹市地域公共交通計画の策定について」、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>資料7になります。南丹市においては先に紹介をさせていただいた山陰本線の沿線地域公共交通計画によって対象の地域が、園部駅以北となっています。園部駅より南の吉富駅・八木駅が計画区域になっておらず市内全域は網羅できていないということになっております。そのために南丹市全域をカバーするということで南丹市独自の公共交通計画を策定をしていきたいと考えております。令和5年度、来年度中ということで策定をしていきたいと思っております。この南丹市地域公共交通会議においても計画の進捗状況の報告等行っていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>ただいまの報告について、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
	<p>(質疑応答)</p>
委員	<p>計画を策定される手法なんですが、公共交通会議に、計画の策定そのものを諮問されるのか、別に何か策定の委員会をつくって諮問されるのかそれとも行政の方で策定されるのか、手法について計画があれば教えていただきたいなど。</p>
事務局	<p>現在のところ、市のほう事務局のほうで策定をさせていただいて、具体的に調査などについてはコンサルにはいっていただくとかいうことも考えておりますし、ただ計画全体については市のほうで立てていきながら、皆さまに報告させていただきたいと思っております。 当然公共交通会議でも計画の経過であったり、計画の予算がでてきたときには来ていただいて、当然パブリックコメント等もやるんですけど皆さま方にもあわせてご意見いただけるようにして市だけでやるということではなく、委員のみなさんまるかぶりかもしれませんが、様々な部分でご</p>

	<p>意見いただくなかで策定していくと考えております。手法としては、意見を頂くということと、パブリックコメントを行うということでございます。</p>
委員	<p>先ほど地域公共交通計画の策定の仕方ということでありました、基本的には市のほうでプラン、計画、或いは具体的な青写真ってのは描いていただくってなるんですけども、実際にはここで、この会議の場で、皆さん方に叩いていただくというような段取りを組んでいくと、当然パブコメを入れるというようなこともありましたけれども、公共交通会議で皆さんで議論して、というのが非常に重要なことだと思っておりますので、そういう意味もあって来年度は多分皆さん大変活発な議論をお願いしなきゃいけないのかなっていうふうに思っているところです。よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で、報告事項は終了となります。</p> <p>次に、その他として、委員の皆さまから報告などございましたらお願いしたいと思います。何かございますでしょうか。</p>
事務局	<p>その他ということで資料8番、説明させていただきます。</p> <p>市内訪問型サービスD実施事業者一覧という表を提示させていただいております。市内において集落単位や小学校単位などで地域住民助け合いのなかで高齢者の送迎、外出支援の取り組みが見られるようになっていきます。送迎サービスの運営費用に充てる為に介護保険の制度を利用されている団体がありますのでその一覧がこの資料になっております。中世木区でもこの制度を使われておりまして数名の方がドライバーとして送迎をされているとお聞きしております。また、この一覧にはありませんけれども、鶴ヶ岡地区になりますと、旧小学校区の鶴ヶ岡地区の高齢者や障害をお持ちの方を対象としてタナセンという地域のお店からサロン活動などに参加する高齢の方を無料で送迎をされています。鶴ヶ岡地区ではこの送迎が10年以上されていると思いますので、はやくから高齢者の対策に取り組まれている地域かなと思っております。これらの地域では、道路運送法の許可や登録を要しない運行の形態になりますが、例えば福知山市の三和町地域では片道400円の利用料をもらって、運転手にも手当を出されていると聞いております。この地域については運輸支局のほうに届出をして公共</p>

	<p>交通空白地有償運送の許可をもらっていると聞いております。そういった地域もあるようです。市内でも全国各地でも同様の取り組みがされているかと思いますが、まだ十分に調べられていませんので様々な事例を研究していきたいと思っておりますし、またご紹介させて頂きたいと考えております。</p>
会長	<p>それでは、以上をもちまして、本日の協議・報告事項はすべて終了いたしました。</p> <p>皆様のご協力によりまして、無事会議を終了することができました。ありがとうございました。</p>
司会者	<p>前田会長、会議の円滑な進行ありがとうございました。</p> <p>それでは、閉会にあたりまして吉田副会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
副会長	<p>皆さま本日は大変ご苦勞様でした。慎重審議すすめていただきありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。</p>
司会者	<p>これにて、南丹市地域公共交通会議を閉会します。ご協力ありがとうございました。</p>